

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 17 日

都道府県薬剤師会 事務局ご担当者 様

日本薬剤師会HPKI認証局
登録事務局

「HPKI セカンド電子証明書 初期登録用 QR」
の取扱いのご案内と個別 URL 再発行について

平素より本会会務にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2023 年 3 月 15 日に発出致しました日薬情発第 220 号でお知らせしましたとおり、IC カードの不足に伴い、当面、「HPKI セカンド電子証明書 初期登録用 QR」（以下、「初期登録用 QR」）のみを先行して交付する旨ご案内差し上げました。

初期登録用 QR は、スマートフォン等で券面の QR コードを読み取ることにより、申請者のセカンド電子証明書に対応した個別の URL にアクセスし、端末の認証登録を行いますが、QR コード読取後、最初の画面で入力するパスワードを 5 回誤ると、セキュリティの仕様上、URL が無効となってしまいます。

この際に入力するパスワードは、初期登録用 QR の表面にも記載されておりますが、申請者の西暦生年月日 8 桁（例：1990 年 3 月 17 日生まれの場合「19900317」）となっており、申請時に設定した 4 桁の暗証番号とは異なるものとなります。

セカンド電子証明書の運用開始以降、パスワード誤入力により初期登録用 QR が無効になるケースが多く発生しておりますため、交付時におかれましては、日本薬剤師会認証局ホームページ(詳細後述)にある「初期登録用 QR 利用マニュアル」(別紙 1)と併せて、パスワード入力の際は間違えのないようご案内頂きたく、お願い申し上げます。(なお、パスワードが生年月日であることは非公開情報のため、HP 等での周知はお控え頂きますようお願いいたします。)

なお、初期登録用 QR が無効となった場合、申請者様より必要書類データとともに問い合わせ用メールアドレス「hpki@nichiyaku.or.jp」に再発行のご依頼を頂けましたら、QR コー

ドと同等の「登録用個別 URL」を再発行する対応も併せて開始いたしました。

必要書類データ等の詳細は認証局ホームページ(URL 等詳細後述)にてご確認いただけますのでこちらも適宜ご案内頂けますと幸いです。(当面の間は、初期登録用 QR のみ交付となった方を優先して対応して参ります。)

種々ご対応頂いている所、交付業務において重ねてのお願いとなってしまう大変恐縮ではございますが、ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

○「初期登録用 QR 利用マニュアル」、初期登録用 QR 再発行に関するご案内の記載場所：

<https://www.nichiyaku.or.jp/hpki/pqc.html#S50>

(認証局ホームページ「薬剤師資格証とは(セクト 電子証明書)」の中段「モバイルデバイス認証の利用開始方法について」の最初「初期登録用 QR による紐づけを行う」の辺り)

日本薬剤師会認証局 登録事務局 (担当：石川、河野)

TEL：03-3353-1193 FAX：03-3353-8160

E-mail：hpki@nichiyaku.or.jp

「初期登録用 QR」利用マニュアル

1 モバイルデバイスの登録方法

交付された「HPKI セカンド電子証明書 初期登録用 QR」をお持ちの場合、スマートフォン等のモバイルデバイスで初期登録用 QR を読み込むことにより、モバイルデバイスを HPKI セカンド電子証明書の認証端末として登録し、利用することが可能となります。

1.1. 用意するもの

○「FIDO2」準拠*の生体認証機能を備えたモバイルデバイス（スマートフォン、タブレット）

OS	iOS、Android OS
使用するブラウザ	iOS の場合 : Safari Android の場合 : Chrome ※Yahoo! ブラウザや楽天ブラウザ、端末ごとのデフォルトブラウザアプリをご使用ですとうまく動作しませんのでご注意ください。

各 OS、ブラウザ等は最新のバージョンにて操作を行ってください。

* iOS 端末はバージョン 14 以上、Android 端末はバージョン 7 以上の OS で、かつ指紋・顔認証などの

生体認証機能を備えていれば、「FIDO2」準拠と判断できます。

○HPKI セカンド電子証明書 初期登録用 QR

紙の印刷面に、顔写真と登録者情報、HPKI セカンド電子証明書の登録を行うための QR コードが印刷されたもの。

1.2. 登録手順

- (1) 生体認証機能のあるモバイルデバイス（スマートフォン等）を準備します。
- (2) 「HPKI セカンド電子証明書 初期登録用 QR」を用意し、モバイルデバイスのカメラで QR コードを読み取り、登録サイトにアクセスします。

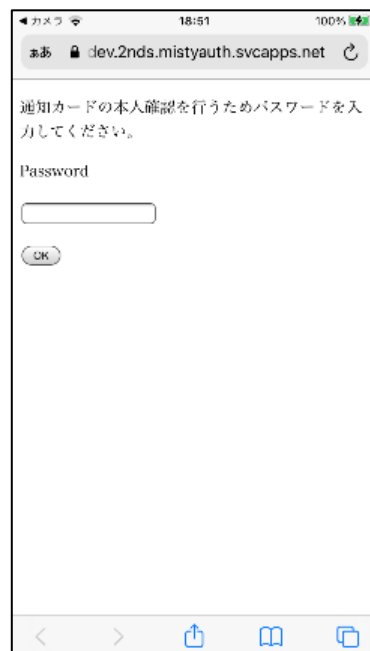
！ QR コードで読み取ったサイトを対応ブラウザ（iOS なら Safari、Android なら Chrome）以外で開いた場合、(5) の生体認証の操作でエラーが発生します。もし QR 読取後に対応ブラウザ以外でサイトにアクセスしてしまう場合、QR 読み取り後の使用ブラウザを対応するもので開くように設定するか、開いた後のサイト URL をコピーし、対応ブラウザの URL 欄に直接ペーストしてアクセスするようにしてください。

- (3) QR コードを読み取ったモバイルデバイスに、パスワード入力画面が表示されます。

ここで入力するパスワードは初期登録用 QR に記載されていますので、そちらを参照して入力してください。

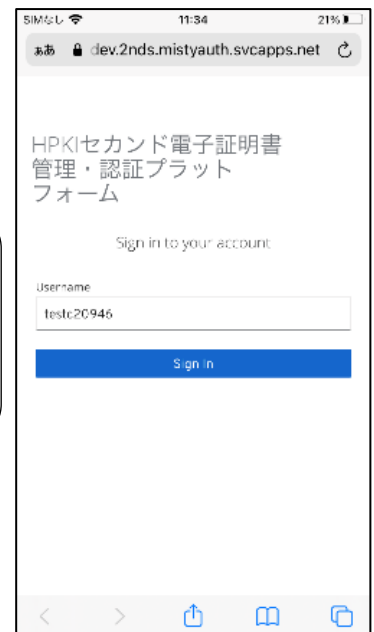
！ HPKI カード申請時の暗証番号とは異なりますのでご注意ください。

！ パスワードを一定回数間違えると、今使っている QR コード（登録用の URL）の利用ができなくなります。そうなった場合、「3. こんなときは」をご参照ください。



- (4) 正しいパスワードが入力された場合、SignIn 画面が表示されます。
Username 欄に本人 ID（初期登録用 QR に記載されている情報）
が入力されていることを確認して、「SignIn」ボタンをタップします。

！ごくまれにエラー等で操作をやり直した際、Username が空欄になっている場合があります。その場合、「**[薬剤師名簿登録番号]-jpa**」を入力してください。
(例：薬剤師番号が「999999」の場合、「999999-jpa」)



- (5) 本人 ID が正しく認証されたら、認証情報登録開始画面が表示されるので、「Register」ボタンをタップします。

！この後「Security Key Error」と表示されてエラーになる場合、下記の原因が考えられます。

- ・事前にモバイルデバイスに生体認証登録を実施していない
⇒生体認証の登録を実施したうえで、(2)からやり直してください。
- ・サイトを対応ブラウザ（iOS なら Safari、Android なら Chrome）以外で開いている
⇒QR コード読み取り後の web サイトを対応ブラウザで開くよう設定するか、QR コード読み取り後のブラウザで URL をコピーし、対応ブラウザの URL 欄にペーストして開いてください。



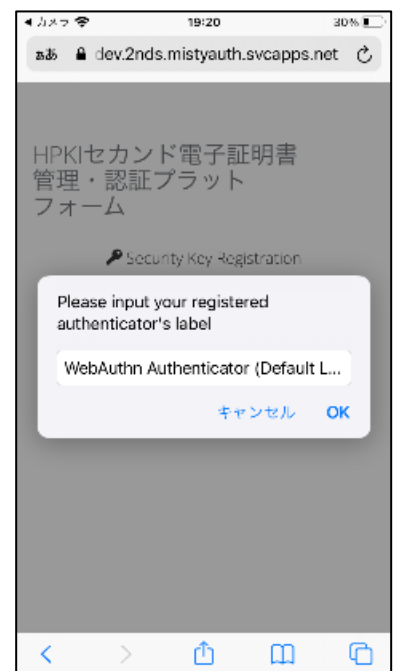
- (6) モバイルデバイスによる生体認証の画面が表示され、生体認証が実施されます。

画面や生体認証の方法は、モバイルデバイスの種類により異なります。
右画像の例は指紋認証の場合です。



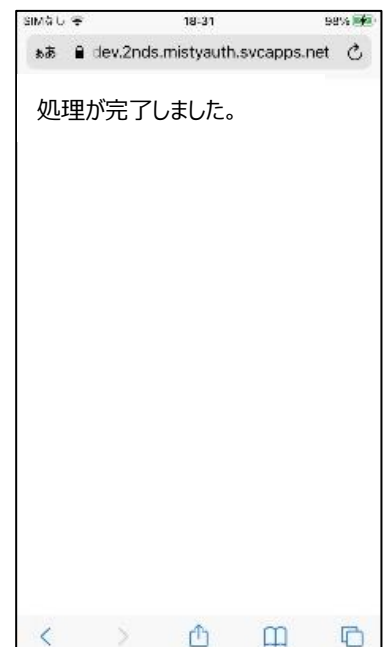
- (7) 生体認証登録が完了したら、「ラベル登録画面」が表示されます。

作成した鍵情報をモバイルデバイス側で識別するためのラベル情報を設定する画面ですが、値はシステムで自動設定されるため、特に何も触らず、「OK」をタップしてください。



- (8) 「処理が完了しました」と画面が表示されたら登録が完了となります。

！登録完了の正否を確認したい場合、再度 QR コードで画面を読み込んで操作を進め、(5) の画面で「Register」だったボタンが「Sign In」に変わっていれば正常に登録が完了していると判断できます。



2 こんなときは

2.1. モバイルデバイス登録時

2.1.1. モバイルデバイスが対応していなかった

モバイルデバイスが FIDO 2 規格を満たしていない等、今回の登録作業に対応していない場合、モバイルデバイスの認証を用いた HPKI セカンド電子証明書の利用はできません。セカンド電子証明書の利用には、HPKI カードによる認証をご利用ください。

2.1.2. 送付された QR コードの有効期限が切れた

初期登録用 QR コードには有効期限があります。期限が切れた QR コードは無効となりモバイルデバイス登録ができなくなります。（セカンド電子証明書自体の期限ではありません。）

そうなった場合の手続き方法については[日薬ホームページ「薬剤師資格証とは\(セカンド電子証明書\)」](#)をご確認ください。

2.1.3. パスワードの入力を間違っ登録ができない

1.2(3)でパスワードを一定回数間違った場合、QR コードは無効となりモバイルデバイス登録ができなくなります。（セカンド電子証明書自体は有効です。）

そうなった場合の手続き方法については[日薬ホームページ「薬剤師資格証とは\(セカンド電子証明書\)」](#)をご確認ください。

2.2. モバイルデバイス登録後

2.2.1. HPKI カードを紛失した

HPKI カードを紛失した場合は、日本薬剤師会認証局に紛失届を出してください。紛失の状況により、HPKI カードの証明書のみを失効とするか、モバイルデバイスを使った認証の HPKI セカンド電子証明書まで失効とするか、認証局側が判断します。

HPKI カードの証明書のみを失効とする場合、モバイルデバイスを使った認証は今まで通り利用できます。

2.2.2. モバイルデバイスを紛失した

認証に用いているモバイルデバイスを紛失した場合は、HPKI カードを日本薬剤師会認証局に失効依頼を出してください。紛失の状況により、HPKI セカンド電子証明書の失効や登録したモバイルデバイスの認証情報を削除するか、認証局側が判断します。

モバイルデバイスの認証情報を削除しても、HPKI カードを使った認証は利用できます。また、あらたなモバイルデバイスを用意して登録しなおす事も可能です。